◎株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

(平成二八年五月一八日法律第四一号)

一、提案理由(平成二八年四月五日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました株式会社国際協力銀行法の一部を改正する 法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

日本企業の海外展開をより一層後押しするため、株式会社国際協力銀行について、海外における社会資本の整備に関する事業に係るさらなるリスクテークを可能とするとともに、銀行などからの外国通貨による長期借り入れを可能とする等の規定を整備することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、海外インフラ事業向けの貸し付けなどについて、個々の貸し付けなどの償還が確実であると認められる場合以外にも、当該貸し付けなどに係る条件を適切に定めた上で行うことを可能とすることといたしております。その際、業務全体での収支相償を確保することを求めるとともに、当該業務について勘定を設け、区分して経理することといたしております。

第二に、途上国のインフラ事業で需要が大きい現地通貨建ての融資を拡大するため、 国際協力銀行が現地通貨を調達する方法として、銀行などからの長期借り入れを可能と することといたしております。

第三に、海外インフラ事業に係る銀行向けツーステップローンや社債等の取得等を可能とするほか、その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げる次第です。 二、衆議院財務金融委員長報告(平成二八年四月二一日)

○宮下一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の企業の海外展開をより有効に支援するため、株式会社国際協力銀行について、海外における社会資本の整備に関する事業に係る業務の方法に関する規制の合理化を行うとともに、銀行等からの外国通貨による長期借り入れを可能とする等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月四日当委員会に付託され、翌五日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二八年四月一九日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際協力銀行の財務の健全性を維持しつつ、我が国企業の海外展開を積極的に支援 できる体制を整えるため、新たに創設される特別業務に係る勘定において十分な資本 が確保されるよう、政府として必要な財政上の措置を講ずること。
- 一 国際協力銀行は、市場を通じた安定的な外貨資金調達に一層努め、必要な場合には 外国為替資金特別会計の外貨資金を効果的に活用することを含め、銀行等による外貨 供給を補完しつつ、我が国企業の海外ビジネス展開を積極的に支援するよう引き続 き、努めること。
- 一 海外インフラ案件の高度化、環境・社会配慮問題に関する国際的な関心の高まり等を踏まえ、よりきめ細かい審査・調査を行いつつ、効果的かつ迅速な支援を実現する ため、国際協力銀行における適切な人員の確保に努めること。
- 一 質の高い海外インフラ事業に対するリスクマネーの供給を拡大するため、官民ファンド等リスクマネー供給を行う他の機関との適切な連携を図るとともに、専門的能力を有する人材の育成と海外ネットワークの強化を通じ、国際協力銀行における知見の蓄積と専門性の強化を進めること。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二八年五月一一日)

○大家敏志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の 経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の企業の海外展開をより一層支援するため、株式会社国際協力銀行について、海外インフラ事業向けの貸付け等に係る業務の方法に関する規制の見直しを行うとともに、銀行等からの外国通貨による長期借入れを可能とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際協力銀行に特別業務を創設する意義、海外インフラ事業 の資金ニーズに対応した財政上の措置の必要性等について質疑が行われましたが、その 詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より 本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二八年五月一○日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 平成二十八年熊本地震により影響を受けた被災地の復旧・復興、被災者や企業の生活・事業の再建に向けて、国際協力銀行及び日本政策金融公庫を始めとする政策金融 機関は、あらゆるツールを駆使し、万全の金融支援を行うこと。

- 一 政府は、引き続き、国際協力銀行の業務運営におけるガバナンスが強化され、業務 の機動性及び専門性が十全に発揮されるよう配慮すること。また、リスクマネー供給 の積極化と国際金融における国家間の競争力の激化に鑑み、国際協力銀行において、 国際金融に関して高度な能力を有する人材の育成及び専門性を有する外部人材の確保 が円滑に図られるように努めるとともに、「天下り」の批判を受けることのないよう、 適材適所を徹底すること。
- 一 海外におけるインフラ整備に係る膨大かつ高リスクの資金ニーズに適切かつ競争力 ある対応をするために、政府は、国際協力銀行に新たに設立される特別業務に係る勘 定及び一般業務に係る勘定において十分な資本を機動的に確保するため、必要な財政 上の措置を講ずること。
- 一 政府は、我が国企業の海外ビジネス展開を積極的に支援するため、必要な場合には 外国為替資金特別会計の外貨資金を一層効果的に活用することを検討し、かつ、ツ ー・ステップ・ローンによる国際協力銀行から邦銀への外貨資金の提供等を引き続き 推進するとともに、現下の金融環境を踏まえ財政投融資の的確かつ機動的な運用を検 討すること。

右決議する。